

令和8年度 介護保険施設・事業所に係る集団指導一覧

川越市介護保険課 施設事業者担当

改正時期	No.	内容	備考（対象施設・サービス等）	資料
改正済又は 改正問わず	1	身体的拘束の禁止	やむを得ず実施する場合には必ず記録すること（訪問系・通所系）	
	2	利用者の離脱防止対策の徹底	通所系、居住系、施設系	①②
	3	ユニット型施設の管理等に係る研修の受講の努力義務	ユニット型施設の管理者（ショート含む）	③
	4	協力医療機関等の規定の変更	特定、GH、密着特定	④
	5	管理者の兼務	同一敷地内の制限は撤廃されたが、三職種兼務は引き続き不可	
	6	居宅の管理者に係る主任介護支援専門員の資格	令和3年4月1日時点で主任でない管理者が引き続き管理者を続ける場合はR9.3.31まで可	⑤
	7	法令遵守とモラルの確保に関するお願い	全サービス	⑥
R6.4	8	虐待の防止に係る措置の義務化	運営規程を含む	
	9	業務継続計画の策定の義務化		
	10	感染症の予防及びまん延防止のための措置の義務化		
	11	認知症基礎研修の受講義務化	看護師、介護福祉士、社会福祉士等の特定の資格者を除く	⑦⑧
R7.4	12	身体的拘束等適正化のための措置の義務化	委員会の実施、指針の整備、研修の開催等（ショート、小多機、看多機が対象。入所系は既に義務化）	⑨
	13	重要事項のウェブサイトへの掲載の義務化	全サービス	⑩
R9.4	14	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	ショート、小多機、看護小多機、GH、特定、施設系	
	15	口腔衛生の管理の義務化	特定施設	
	16	協力医療機関等の規定の義務化	密着特養、特養、老健、介護医療院	④
参考	17	地域包括ケア自立支援事業	全サービス（主に居宅介護支援、通所介護）	⑪
	18	「緊急時等における対応方法の検討・作成及び見直しの手引き」の活用	施設系（主に特養、密着特養）、居住系	⑫⑬
	19	利用者・家族からのハラスメント行為に関する相談	全サービス	⑭